

議案第42号

愛日地方教育事務協議会規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、愛日地方教育事務協議会規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成27年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、教育委員会の代表者である委員長と事務の統括者である教育長が一本化されるため、本協議会規約の一部を改める必要があるからである。

愛日地方教育事務協議会規約の一部を改正する規約

愛日地方教育事務協議会規約（昭和28年規約第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項各号を次のように改める。

- (1) 関係市町教育委員会の教育長
- (2) 関係市町教育委員会が協議により定めた関係市町教育委員会の委員
1人

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規約の施行の際、現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長）としての任期が満了する日（当該満了する日前に教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）までのこの規約による改正前の愛日地方教育事務協議会規約第8条第1項の規定は、なお従前の例による。